第七号の二様式（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その２）

事業年度又は連結事業年度	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	法人名	

政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無	有・無
政令第48条の13第５項ただし書の規定の適用の有無	有・無

当期において控除する外国税額の計算

控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表１の⑤）	①	円
	前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑰）	②	
	計　①＋②	③	
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表１の①）	④	
	外国税額のうち④の額を超える額は上段に、④と⑥の合計額を超える額は下段に	⑤	
	道府県民税の控除限度額（別表１の②）	⑥	
	市町村民税の控除限度額（別表１の③）	⑦	
	前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の⑳は上段に、㉑は下段に）	⑧	(イ) (ロ)
	計（⑥＋⑧(イ)は上段に、⑦＋⑧(ロ)は下段に）	⑨	
	当期分の控除外国税額（⑤又は⑨の各段のうち少ない額）	⑩	(イ) (ロ)
前３年以内の控除未済外国税額		⑪	(イ) (ロ)
当期分として算定した法人税割額（㉘若しくは㉛又は第６号様式の⑧）		⑫	
当期において控除する外国税額（⑫若しくは(⑩＋⑪)のうち少ない額又は㉙及び㉜）		⑬	

前３年以内の控除未済外国税額の明細

事業年度又は連結事業年度	控除未済外国税額 ⑭	当期控除額 ⑮	翌期繰越額 ⑭－⑮ ⑯
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	円	円	
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			円
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			
計	⑪		
当期分			
翌期繰越額計			

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額の明細

	事務所又は事業所 名称	事務所又は事業所 所在地	従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに控除すべき外国税額 ⑰	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑱	各都道府県ごとに控除する外国税額（⑰又は⑱のうち少ない額） ⑲	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに控除すべき外国税額 ⑳	各市町村ごとに算定した法人税割額 ㉑	各市町村ごとに控除する外国税額（⑳又は㉑のうち少ない額） ㉒
特別区以外			人	円	円	円	人	円	円	円
	小計			㉓				㉔		
特別区				㉕((⑩(イ)＋⑪(イ))－㉓)				㉕((⑩(ロ)＋⑪(ロ))－㉔)		
合計				㉗	㉘	㉙		㉚	㉛	㉜
					控除未済繰越額 ㉗－㉙ ㉝				控除未済繰越額 ㉚－㉜ ㉞	

第七号の二様式別表一（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	法人名	

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当期分の控除限度額	国税の控除限度額 ①	外　円	当期分の控除余裕額	国税の控除余裕額 ①−⑤ ⑥	円
	道府県民税の控除限度額 ②			道府県民税の控除余裕額((①+(①の外)+②−⑤)又は②のうち少ない金額) ⑦	
	市町村民税の控除限度額 ③			市町村民税の控除余裕額((④+(④の外)−⑤)又は③のうち少ない金額) ⑧	
	計 ①+②+③ ④	外		計 ⑥+⑦+⑧ ⑨	
当期の控除対象外国税額 ⑤			当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑤−④−(④の外) ⑩		

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

事業年度又は連結事業年度	控除余裕額									控除限度額を超える外国税額		
	国税			道府県民税			市町村民税					
	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額	前期からの繰越額	当期分とみなす額	翌期繰越額
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	円	円		円	円		円	円		円	円	
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			円			円			円			円
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで												
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで												
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで												
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで												
合計	⑪	⑫		⑬	⑭		⑮	⑯		⑰	⑱	
当期分	⑥の額	㉒の額	⑥−㉒の額	⑦の額	㉓の額	⑦−㉓の額	⑧の額	㉔の額	⑧−㉔の額	⑩の額	⑫+⑭+⑯の額	⑩−(⑫+⑭+⑯)の額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

前3年以内の控除余裕額の当期の限度額への加算額	国税	⑪のうち⑩に充てられる額 ⑲	⑫　円	前3年以内の控除限度額を超える外国税額の当期への繰越額	国税	⑰のうち⑥に充てられる額 ㉒	円
	道府県民税	⑬のうち⑩に充てられる額 ⑳	⑭		道府県民税	⑰−㉒のうち⑦に充てられる額 ㉓	
	市町村民税	⑮のうち⑩に充てられる額 ㉑	⑯		市町村民税	⑰−㉒−㉓のうち⑧に充てられる額 ㉔	
					計	㉒+㉓+㉔ ㉕	⑱

第七号の二様式別表二（用紙日本工業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

控除限度額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	法人名	

都道府県名	国税の控除限度額	従業者数 ②	②で按分した国税の控除限度額 ④	税率 ⑤	道府県民税の控除限度額 ④×⑤ ⑥	補正後の従業者数 ②×⑤÷$\frac{5}{100}$ ⑧
		人	円	$\frac{}{100}$	円	人
				$\frac{}{100}$		
				$\frac{}{100}$		
				$\frac{}{100}$		
				$\frac{}{100}$		
				$\frac{}{100}$		
				$\frac{}{100}$		
				$\frac{}{100}$		
				$\frac{}{100}$		
				$\frac{}{100}$		
				$\frac{}{100}$		
				$\frac{}{100}$		
				$\frac{}{100}$		
				$\frac{}{100}$		
				$\frac{}{100}$		
				$\frac{}{100}$		
				$\frac{}{100}$		
				$\frac{}{100}$		
				$\frac{}{100}$		
				$\frac{}{100}$		
合　計	①　円	③			⑦	

第七号の二様式別表三（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	法人名	

被合併法人等の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資
適格組織再編成の日：平成　年　月　日
被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額			
		被合併法人等の控除余裕額	分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ①又は①×③/②	被合併法人等の控除限度額を超える外国税額	分割法人等の外国の法人税等の額	⑥のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑤又は⑤×⑦/⑥
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税								
	市町村民税								
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								

当該法人の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当該法人の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額			控除限度額を超える外国税額		
		当該法人の控除余裕額 （前期の別表1の「控除余裕額」の「翌期繰越額」）	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除余裕額 ⑨＋⑩	当該法人の控除限度額を超える外国税額 （前期の別表1の「控除限度額を超える外国税額」の「翌期繰越額」）	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑧	当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額 ⑫＋⑬
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税	円	円	円	円	円	円
	道府県民税						
	市町村民税						
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						

第七号の二様式別表四（用紙日本工業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	法人名	

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資
適格分割等の日：平成　　年　　月　　日
分割承継法人等の名称：

当該法人の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額					控除限度額を超える外国税額				
		当該法人の控除余裕額	当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額	②のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	①のうちないものとされる金額 ①×③/②	当該法人の調整後の控除余裕額 ①−④	当該法人の控除限度額を超える外国税額	当該法人の外国の法人税等の額	⑦のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	⑥のうちないものとされる金額 ⑥×⑧/⑦	当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額 ⑥−⑨
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税										
	市町村民税										
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										

第七号の二様式別表五（用紙日本工業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済外国税額の計算に関する明細書（その１）

事業年度又は連結事業年度	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	法人名	

被合併法人等の控除未済外国税額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資
適格組織再編成の日：平成　　年　　月　　日
被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	被合併法人等の控除未済外国税額	分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額 ①又は①×③/②
	①	②	③	④
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	円	円	円	円
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで				
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで				
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで				
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで				
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで				

当該法人の調整後の控除未済外国税額の計算

当該法人の事業年度又は連結事業年度	当該法人の控除未済外国税額（前期の第7号の2様式(その1)⑮）	当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除未済外国税額 ⑤＋⑥
	⑤	⑥	⑦
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	円	円	円
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			

第七号の二様式別表五（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済外国税額の計算に関する明細書（その2）

事業年度又は連結事業年度	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	法人名	

被合併法人等の控除未済外国税額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資

適格組織再編成の日：平成　　年　　月　　日

被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	被合併法人等の控除未済外国税額	分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額 ①又は①×③/②
	①	②	③	④
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	円	円	円	円
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで				
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで				
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで				
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで				
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで				

当該法人の調整後の控除未済外国税額の計算

当該法人の事業年度又は連結事業年度	当該法人の控除未済外国税額（前期の第7号の2様式(その2)⑯）	当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除未済外国税額 ⑤＋⑥
	⑤	⑥	⑦
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	円	円	円
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済外国税額の計算に関する明細書（その１）

事業年度又は連結事業年度	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	法人名	

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資
適格分割等の日：平成　　年　　月　　日
分割承継法人等の名称：

当該法人の事業年度又は連結事業年度	当該法人の控除未済外国税額	当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額	②のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	①のうちないものとされる金額 $①\times\frac{③}{②}$	当該法人の調整後の控除未済外国税額 ①－④
	①	②	③	④	⑤
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	円	円	円	円	円
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで					

第七号の二様式別表六（用紙日本工業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済外国税額の計算に関する明細書（その２）

事業年度又は連結事業年度	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	法人名	

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資
適格分割等の日：平成　　年　　月　　日
分割承継法人等の名称：

当該法人の事業年度又は連結事業年度	当該法人の控除未済外国税額	当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額	②のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	①のうちないものとされる金額 ①×③/②	当該法人の調整後の控除未済外国税額 ①－④
	①	②	③	④	⑤
平成　年　月　日から	円	円	円	円	円
平成　年　月　日まで					
平成　年　月　日から					
平成　年　月　日まで					
平成　年　月　日から					
平成　年　月　日まで					
平成　年　月　日から					
平成　年　月　日まで					
平成　年　月　日から					
平成　年　月　日まで					
平成　年　月　日から					
平成　年　月　日まで					

第九号の二様式（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

※処理事項	整理番号	事務所	区分	法人番号	申告区分

法人名		事業年度又は連結事業年度	平成 年 月 日から
			平成 年 月 日まで

利子割額の控除・充当・還付に関する明細書

※

区分		収入金額 ①	①について課された利子割額 ②	②のうち控除・充当・還付を受ける利子割額 ③
		円	円	円
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	1			
公社債の利子	2			
投資信託の収益の分配	3			
その他	4			
計	5			

公社債の利子又は投資信託の収益の分配に係る控除・充当・還付を受ける利子割額の計算

個別法による場合

銘柄	収入金額 ④	④について課された利子割額 ⑤	公社債利子等の計算基礎期間 ⑥	⑥のうち元本所有期間 ⑦	所有期間割合 ⑦/⑥（小数点以下3位未満切上げ） ⑧	控除・充当・還付を受ける利子割額 ⑤×⑧ ⑨
	円	円	月	月		円

銘柄別簡便法による場合

銘柄	収入金額 ⑩	⑩について課された利子割額 ⑪	公社債利子等の計算期末の所有元本数等 ⑫	公社債利子等の計算期首の所有元本数等 ⑬	⑫－⑬ / 2又は12（マイナスの場合は0） ⑭	所有元本割合 ⑬＋⑭ / ⑫（小数点以下3位未満切上げ、1を超える場合は1とする。） ⑮	控除・充当・還付を受ける利子割額 ⑪×⑮ ⑯
	円	円					円
都道府県別内訳							
都道府県別内訳							
都道府県別内訳							
都道府県別内訳							
都道府県別内訳							
都道府県別内訳							